

専門部会の結論

愛媛県最低賃金

- 1 時間額 897 円
(引上げ額 44 円)
(引上げ率 5.16%)
- 2 最低賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 3 効力発生日
法定どおり

令和5年8月10日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県最低賃金専門部会
部会長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の愛媛県最低賃金(時間額821円)は、令和3年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、専門部会報告を取りまとめるにあたり、使用者側委員から「本年も昨年と同様、中央最低賃金審議会の目安審議の段階から、労働者の生計費を特に重視した議論がなされてきたところであり、通常の賃金支払い能力に関し、小規模事業者の賃金支払い能力の状況を踏まえ、『引き上げ率の水準は一定の限界がある』と言及をしているものの、目安額の決定にあたって小規模事業者の厳しい現実を斟酌しているとは考えられない。さらに、愛媛県は、Bランクに区分されたこともあり、地域間格差の解消にも比重を置いて検討せざるを得ない状況も加わり、昨年からの原材料費の高騰等によるコストの増大、さらに増大したコストを十分に価格転嫁できていない現状など、企業経営を取り巻く環境は、愛媛県はもとより地方の中小企業・小規模事業者にとっては非常に厳しい状況にあることを再認識していただくとともに、厳しい経営環境の中でやりくりしながら賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた業務改善助成金のさらなる拡充、賃上げに対する優遇税制、事業再構築のための補助金などの諸制度の整備とともに、二極化が進んでいるとされている価格転嫁問題について、特に中小企業・小規模事業者の円滑な賃上げのために、労務費などのコスト上昇分を確実に転嫁できる環境の整備を進めていただくよう、政府としてなお一層の取組をお願いしたい。」との要望があり、専門部会各委員了承のもと、報告書に盛り込むこととする。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 公益代表委員 | 井上 雄基 | 宮谷 しのぶ | 森本 明宏 |
| 労働者代表委員 | 白石 浩司 | 曾我 一樹 | 竹箇平 貴隆 |
| 使用者代表委員 | 小野 雄史 | 小池 久志 | 八塚 洋 |

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 1 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 冬季加算 + 期末一時扶助費）の愛媛県
内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（95,745.636 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

$$821 \text{ 円(愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,435 \text{ 円}$$